

ECサイト制作申込契約内容

依頼者(以下「甲」という)と 株式会社ウェブスクウェア(以下「乙」という)とは、甲の委託するECサイトの制作業務に関連して以下の業務委託契約を締結する。

第1条(業務の内容)

1. 乙が本契約に基づき実施する受託業務(以下「本件委託業務」という)は、甲が乙にECサイト制作に係る業務(以下「本件システム」という)を依頼し、乙がこれを受託することであり、民法が規定する請負ではない。
2. 本件受託業務の内容は、乙が提供するプランに基づき、画像イメージの制作など必要な機能・部品の組み込み作業、機能の実装等の作業を行うものである。具体的な内容は、乙のウェブサイト、資料に記載の内容に基づくものとする。
3. 事前に仕様の指定・契約書に記載の無かった業務、その他の本契約締結時点で確定していない仕様などについては、乙の指定に基づき制作・進行されるものとする。乙は、第3条第1項に定める対価を超える業務を行う場合、又は行うと見込まれる場合には、甲に対し、第3条第1項に定める対価を超える業務である旨及び見積金額を通知し、両社協議の上決定する。
4. 甲は、前項の乙の指定等に異論がある場合は、乙に対し、別途仕様の確認・見積もりを行い、別途費用が発生する場合は両社協議の上決定する。

第2条(納期と契約期間)

1. 乙は、要件定義を実施し、別途システムの納期を定めるものとする。
2. 甲は、納品を受けた日から14日以内に、本件システムの仕様が、仕様書の内容及び甲乙が協議して取り決めた仕様に合致したものであるか否かを検査する。
3. 前項の検査の結果、本件システムの仕様が仕様書の内容又は甲乙が協議して取り決めた仕様に合致したものでないと認めた場合には、甲は修正に必要な期間を定め、その期間内に修正を行い、その旨を乙に通知しなければならない。
この場合、乙は、速やかに本件システムの仕様を修正して再納品を行うものとし、再納品にかかる検査についても本条の定めるところによる。
4. 甲が第2項の期間内に前項の通知をしなかったときは、当該期間の満了時に検収がなされたものと見做す。
5. 本契約の有効期間は、締結日より2年間効力を有するものとする。
6. 本契約は、有効期間の末日から1か月前までに本契約を終了させる旨の意思表示を甲乙がしない場合には、本契約と同一の定めで1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第3条(本件委託業務の対価)

1. 甲は、乙に対し、本件委託業務の委託料として、別途規定した費用を、納品した翌月末に乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う(振込手数料は甲の負担とする)。
2. 前項に定める対価の支払いに関し、乙は甲に対して請求書を発行するものとする。
3. 甲は乙が発行した請求書記載の期日までに、乙の指定する銀行口座に振込にて支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
4. 甲が前項の支払を遅延した場合は、甲は、未払代金及び同金員に対する支払済みまでの年14.6%の金利を付して支払わなければならない。
5. 乙は、受領済みの代金は一切返金をしないものとする。

第4条(秘密の保持)

1. 甲乙は、本契約に関して相手方から提供を受けた又は知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密(以下「秘密情報」という)を相手方の承諾なしに、第三者に公表し又は漏洩してはならない。但し、次に掲げるものはこの限りではない。
(1) 既に公知の事実となっているもの

(2) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの

(3) 甲乙の契約が不履行または中断された場合

2. 甲乙は、相手方から提供を受けた又は知り得た秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

3. 乙は、本契約終了後1年間、本条の義務を負う。

第5条(権利など)

1. 甲からの依頼により乙の制作・加工した制作物などの制作物一切は、甲が著作権を有する。

2. 甲は、納品物のホームページ制作とは別に、制作の技術資料や加工用データの提出を求める場合、特段の定めがない場合には別途割増費用を支払う。

3. 甲は、制作に必要なデータ・資料・素材等の提出を求められた場合、乙の指定する期間内に提出する。

第6条(納品と検収)

1. 乙は、甲との協議のうえ甲の指示する適切な方法で納品する。乙が甲に納品する納入物の所有権は、乙より甲へ納入された時点で、乙から甲へ移転する。

2. 乙は、契約期間内に完成分を随時納品又は全品納品し、甲は納品後14日以内に製品の検収を行う。

3. 甲は、前項の期間内に乙に対し異議を述べない場合、乙の契約不適合責任または債務不履行責任の履行を主張できない。

第7条(契約不適合責任と期間)

1. 乙は、納期を起算日として180日経過するまで契約不適合責任のうち修繕責任を負うものとする。

2. 乙は、検収終了後に契約不適合が見つかった場合、乙の責任において修正を行い甲に期限を決めて再納品する。甲は、契約不適合の有無・内容等について、乙と十分協議する。

3. 本条項における契約不適合とは、「仕様の範囲内である事を前提とし、通常利用するにあたり、最低限確保されていなければいけない品質が欠けていること。欠陥」のことをいう。

第8条(甲の解除権)

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、なんらの通知、催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により本契約を履行する見込みがなくなったとき。

(2) 本契約上の義務に違反し、甲から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正を行わないとき。

第9条(乙の解除権)

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、なんらの通知、催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が支払い能力を欠くに至ったとき。

(2) 甲が本契約上の義務に違反し、乙から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正を行わないとき。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在又は過去5年以内において、自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 甲又は乙は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合、何等の催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 4. 甲又は乙は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の義務及び責任を負わない。

第11条(免責)

1. 乙は、甲からの損失の可能性の指摘の有無にかかわらず、乙の制作物・ソフトウェアの使用により生じたあらゆる損害(無制限、直接的、間接的および偶然、必然的な損害、営業上の損害またはその他の罰則的な損失を含む)に対して、一切の責任を負わない。
2. 乙は、納期延長による甲の受ける損害又は甲の機能確認や不具合の指摘にかかる時間負担等に伴う損害に対して、一切の責任を負わない。

第12条(事情変更)

物価の急激な変動その他の理由により、本件委託業務の対価が不相当となったときは、甲乙協議して、これを改定することができる。

第13条(管轄裁判所)

甲乙は、本契約に関する訴訟について、東京地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第14条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は各条項につき疑義を生じた場合には甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

[効力発生について]

本約款は、本約款の締結の日より有効となるものとする。

付則 この契約約款は令和5年5月1日から実施します。

令和5年5月1日 制定